

## 北海道食品ロス削減推進条例（仮称）案についての意見募集（パブリックコメント）結果概要

### 1 意見の募集期間等

- (1) 意見の募集期間 令和6年（2024年）11月27日（水）～令和6年（2024年）12月26日（木）  
 (2) 意見の提出状況 4人（意見数6件）

### 2 意見の概要等

区分	意見等の反映	件数（累計）
A	意見を受けて案を修正したもの	0
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	1
C	案は修正していないが、今後の検討課題・施策推進の参考とするもの	4
D	案に取り入れなかったもの	1
E	案に対する質問等	0

番号	項目	意見の概要	意見に対する本検討会議の考え方	区分
1	条例の内容	<p>食品ロスの削減は、地球にも、家計にも優しい取り組みとして、北海道食品ロス削減推進条例は、待ち望んだものであり、その制定に賛同し、大いに期待します。</p> <p>その上で、以下の諸点について意見を述べさせていただきます。</p> <p>・国連食糧農業機関（FAO）の推計では、世界の食品ロスは、ごみ処理などの社会的・環境的コストを含めると2.6兆ドル（390兆円＝1ドル150円）に及ぶとされます。一方で、世界の飢餓人口は、世界人口の1割になる8億2800万人とされ、食料援助量480万トン（国連世界食糧計画2022年）に対し、日本の食品ロスは、事業系と家庭系だけで472万トン（農林水産省・環境省2022年推計）と、それに匹敵します。食品ロスの削減は、限りある地球の資源の有効活用につながり、ごみ処理などの社会的・環境的コストの低減、廃棄に伴う二酸化炭素排出の抑制、さらには家計費のむだをなくすことにつながります。2050年の脱炭素社会の実現や循環型社会の推進は、北海道の重要施策であり、条例制定の目的に「食品ロスの削減は、地球にも、家計にも優しい取り組み」であるとの趣旨を記載してはいかがでしょうか。道民の関心がさらに高まると考えます。</p>	<p>・条例の目的は、「食品ロス削減の推進に関する法律」を参考に記載しており、前文には、いただいたご意見の趣旨も含め、食品ロスの削減は、温室効果ガス排出抑制によるSDGsの達成や食料安全保障の確保にもつながる重要な取組である旨記載することとしております。</p>	C

		<p>・食品ロスは、収穫・貯蔵・加工・食品製造・流通（輸送）の過程で発生するフードロス（Food Loss）と、小売・外食・家庭から発生するフードウェイスト（FoodWaste）の2段階に分かれます。条例案の用語の定義には「食品ロスの削減まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組」とあり、両者を含んでいると理解します。その上で、さらに分かりやすく「食品ロス」自体を定義し、「まだ食べることができるのに廃棄される食品」と記載してはいかがでしょうか。</p> <p>「食品関連事業者等」に、農林漁業者が含まれています。広い意味の食品ロスには、収穫・貯蔵段階で発生する食品廃棄が含まれます。推計では、全国で野菜だけで170万トン（農水省統計、野菜41品目の収穫量と出荷量の差）や、非食用魚介類72万トン（農水省統計）があり、ともに食品ロス統計には含まれません。食料基地北海道では、こうしたいわゆる「圃場ロス」が相当量見込まれ、この有効活用にも触れるべきと考えます。</p> <p>・食品ロス削減に関する施策の推進は、総枠を示すものと理解しますが、家庭の食品ロスを減らす有効策として「賞味期限の誤解」を解くことを消費者庁も推奨しています。「消費期限は守るべきもの」だが、「賞味期限はおいしさの目安」であり、すぐに廃棄せず五感で確かめることを指します。このほか規格外野菜の購入や、フードバンクやフードドライブの活用も重要です。条例への記載は、難しいと思いますが、食品ロス削減推進計画の策定にあたっては、こうした視点を加味していただきたい。</p>	<p>・本条例の「食品ロスの削減」の定義は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第2条に規定されている「食品ロスの削減」の定義に準じて記載しています。</p> <p>また、農水省統計においては、「出荷量」は「収穫量のうち、生食用、加工用又は業務用として販売した量をいい、生産者が自己消費した量、生産物を贈与した量及び種子用又は飼料用として販売した量を差し引いた重量をいう。」とされています。</p> <p>なお、圃場から出る規格外品などは、直販所などで販売されるほか、飼料や肥料に有効利用されることが一般的であるため、国においても食品ロス算定の対象としていません。</p> <p>・「消費期限」「賞味期限」の違いの周知、規格外野菜の有効利用及びフードバンクやフードドライブの活用については、食品ロス削減の推進にあたって必要な取組であり、推進計画の改定において、その内容を引き続き盛り込むことを検討するなど、今後、食品ロス削減の一層の推進を図ってまいります。</p>	<p>D</p> <p>C</p>
--	--	--	--	-------------------

2	<p>条例の内容</p>	<p>食品ロスに向けて、関係者が一丸となって取り組むことは、大変素晴らしいことだと感じております。 以下の点について、意見を応募します。</p> <p>1 道の責務 啓発活動の中で、食育推進と併せて子供たちが食品ロスを学ぶことが大切です。 北海道教育委員会も率先して、授業のカリキュラムに取り入れてほしいです。</p> <p>2 消費者の役割 「もったいない」の意識を高め、家庭からの無駄な食材廃棄を減らすなど、具体的な取り組みが必要と思います。</p> <p>3 食品関連事業者等の役割 通常の外食よりも、宴会やバイキングで、特に食べ残しが多いと思います。 パックで持ち帰る際に、保健所の食品衛生面で「持ち帰りが望ましくない」ことも少なくないので、両面で取り組むことが必要と思います。 また、コンビニ弁当の廃棄などがよく報道されておりますので、小売店等での取り組みも重要と思います。 農産物も「規格外」「わけあり」商品としても積極的に販売してほしいです。</p> <p>4 食品ロス削減週間 10月下旬からの1週間だけでなく、宴会の多い年末年始や歓送迎会の多い年度替わりの時期なども、積極的に啓発すべきと思います。</p> <p>いろいろな方から意見が寄せられていると思いますが、参考となれば幸いです。</p>	<p>道においては、食品ロス削減に向けて、</p> <p>①学校における食育では、給食の時間をはじめ各教科等において、食品を選択する能力や食べ物に対する感謝の心を育成することなどを通じて、食品ロス削減についての理解を深める取組を行っています。②また、家庭や買い物での留意点などをポスター掲示、リーフレット配付及びホームページに掲載すること等によりお知らせするとともに、③外食や宴会での「食べきりキャンペーン」を実施するなど、年間を通じて道民等の皆様に食品ロス削減の取組を啓発しているところですが、④広く食品ロスの削減についての理解と関心を深めていただくため、新たに食品ロス削減週間を設定し、集中的に取組を行うことにより、一層食品ロスの削減を推進していくこととしたいと考えております。</p> <p>道としては、食品ロス削減に向けては、道民が一体となった理解と行動が重要であることから、食品ロスの削減を道民運動として推進していくこととしております。</p> <p>いただいたご意見は、条例に基づく今後の施策の推進の参考にさせていただきます。</p>	C
---	--------------	--	---	---

3	条例の内容	<p>食品ロス削減推進条例についての意見をお送りいたします。</p> <p>条例案の3に道の責務として食品ロスの削減に関する施策を総合的・計画的に推進するものとする。と記載がありますが小学生の子どもを持つ親の意見として書かせていただきます。小学校からの食品ロスが出るひとつの要因として、学校給食において子どもたちの喫食時間が短すぎることに原因があります。教員をする友人からの話では、ベテランの教員でも準備をして実際に喫食できる時間は25分から30分取れるかどうかの毎日のようです。保育園や幼稚園を卒業したばかりの低学年の子ども達であればなおさらで、自宅でも1時間以上時間を掛けて食べているのに、25分程度で全部食べるというのは無理な話です。実際に自身の子どもにも聞いたことがあります、時間があれば全部食べられるのに時間が無くて捨ててしまうし、周りの子たちも同様なようです。文案では食育という言葉も使われていますが、本末転倒ではないかと思えます。何卒、ご検討よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>給食の時間の確保のためには、授業が給食の時間に食い込むことがないように努めるとともに、おかわり開始の時間を設定するなど、児童生徒がゆとりをもって食事できるように配慮することが必要です。</p> <p>道では、給食の時間をはじめ各教科等において、食品を選択する能力や食べ物に対する感謝の心を育成することなどを通じて、食品ロス削減についての理解を深める取組を行っており、今後も、食品ロスの削減についての理解と関心を深めていくため、いただいた意見も参考に、必要な施策に取り組んでまいります。</p>	C
4	条例の内容	<p>北海道食品ロス削減推進条例の制定に賛同します。</p> <p>食べ物が魅力の北海道が食品ロス削減の条例を制定することは、北海道が北海道の食べ物を大切にしているということだと感じました。</p> <p>食品ロスの削減は、食べ物の無駄をなくすだけでなく、ゴミの削減など環境やエネルギー問題にもつながる取組だと思います。</p> <p>私は、飲食店でアルバイトをしていますが、お客様の食べ残しが廃棄されることを見るようになり、自分が外食するときは、残さないことを意識して注文するようになりました。</p> <p>条例が制定されて、北海道の人たちが食品ロスを削減することの大切さを理解して食品ロスの削減に取り組み、北海道から食品ロスが少なくなっていくことを期待します。</p>	<p>道としては、食品ロス削減に向けては、道民が一体となった理解と行動が重要であることから、食品ロスの削減を道民運動として推進していくこととしています。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p>	B

問い合わせ先  
 北海道議会事務局政策調査課  
 電話 011-204-5692